

# 南三陸町過疎地域持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

令和3年9月

宮城県南三陸町

## 目次

第1	基本的な事項	
1	町の概況	
(1)	自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
(2)	過疎の状況	2
(3)	社会経済的発展の方向の概要	2
2	人口及び産業の推移と動向	
(1)	人口	3
(2)	産業	4
3	町行財政の状況	
(1)	行財政の現況と動向	5
(2)	施設整備水準等の現況と動向	6
4	地域の持続的発展の基本方針	
(1)	持続的発展の基本方針	6
(2)	持続可能な地域社会の形成	7
(3)	地域資源等を活用した地域活力の更なる向上	7
5	地域の持続的発展のための基本目標	
(1)	人口に関する目標	7
(2)	財政力に関する目標	8
6	計画の達成状況の評価に関する事項	8
7	計画期間	8
8	公共施設等総合管理計画との整合	
(1)	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	8
(2)	過疎地域持続的発展市町村計画との整合	10
第2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
1	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	10
2	現況と問題点	10
3	その対策	10
4	計画	11
5	公共施設等総合管理計画との整合	12
第3	産業の振興	
1	産業振興の方針	12
2	現況と問題点	12
3	その対策	14
4	計画	16
5	産業振興促進事項	17
6	公共施設等総合管理計画との整合	17
第4	地域における情報化	
1	情報化の方針	17
2	現況と問題点	17
3	その対策	17
4	計画	18
第5	交通施設の整備、交通手段の確保の促進	
1	交通施設の整備の促進方針	18
2	交通手段の確保の促進の方針	18
3	現況と問題点	18
4	その対策	19
5	計画	20
6	公共施設等総合管理計画等との整合	20
第6	生活環境の整備	
1	生活環境の整備の方針	20
2	現況と問題点	20

3	その対策	・ ・ ・ ・ ・	21
4	計画	・ ・ ・ ・ ・	22
5	公共施設等総合管理計画等との整合	・ ・ ・ ・ ・	23
第7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進		
1	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	・ ・ ・	23
2	現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・	23
3	その対策	・ ・ ・ ・ ・	24
4	計画	・ ・ ・ ・ ・	24
5	公共施設等総合管理計画等との整合	・ ・ ・ ・ ・	24
第8	医療の確保		
1	医療の確保の方針	・ ・ ・ ・ ・	25
2	現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・	25
3	その対策	・ ・ ・ ・ ・	25
4	計画	・ ・ ・ ・ ・	26
5	公共施設等総合管理計画等との整合	・ ・ ・ ・ ・	26
第9	教育の振興		
1	教育の振興の方針	・ ・ ・ ・ ・	26
2	現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・	26
3	その対策	・ ・ ・ ・ ・	27
4	計画	・ ・ ・ ・ ・	27
5	公共施設等総合管理計画等との整合	・ ・ ・ ・ ・	27
第10	集落の整備		
1	集落の整備の方針	・ ・ ・ ・ ・	28
2	現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・	28
3	その対策	・ ・ ・ ・ ・	28
4	計画	・ ・ ・ ・ ・	28
5	公共施設等総合管理計画等との整合	・ ・ ・ ・ ・	28
第11	地域文化の振興等		
1	地域文化の振興等の方針	・ ・ ・ ・ ・	28
2	現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・	29
3	その対策	・ ・ ・ ・ ・	29
4	計画	・ ・ ・ ・ ・	29
5	公共施設等総合管理計画等との整合	・ ・ ・ ・ ・	29
第12	再生可能エネルギーの利用の推進		
1	再生可能エネルギーの利用推進の方針	・ ・ ・ ・ ・	29
2	現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・	30
3	その対策	・ ・ ・ ・ ・	30
4	計画	・ ・ ・ ・ ・	30
5	公共施設等総合管理計画等との整合	・ ・ ・ ・ ・	30
第13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項		
1	自然環境の保全の方針	・ ・ ・ ・ ・	30
2	現況と問題点	・ ・ ・ ・ ・	31
3	その対策	・ ・ ・ ・ ・	31
第14	事業計画	・ ・ ・ ・ ・	32

## 第1 基本的な事項

### 1 町の概況

#### (1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

##### ① 自然的条件

当町は、宮城県北東部に位置し、リアス海岸の豊かな景観を有する三陸復興国立公園の一角を形成している。東は太平洋に面し、西は登米市、南は石巻市、北は気仙沼市に接している。

町の面積は163.40km<sup>2</sup>、東西約18km、南北約18kmで、町土の西部、北部及び南西部は、北上山地の支脈の東南に位置し、東部は海に向かって開けており、中央部には、西に深く入り込んだ志津川湾があり、湾内には椿島や荒島等の島々が散在するリアス式海岸特有の景観を有している。一方、山間部に多くみられる急傾斜地は土砂災害を受けやすく、また、沿岸部はリアス式海岸により外洋に向い広く開いた湾口を有するため、津波や高潮の被害を受けやすい地形である。

気候は、太平洋沿岸に位置するため、海流の影響により夏は涼しく、冬は温暖で雪が少なく、比較的過ごしやすい地域である。

##### ② 歴史的条件

当町は、明治28年の町制施行により、本吉村が志津川町と改称され、その後、昭和の大合併（昭和30年）により、志津川町、入谷村、戸倉村が合併し、志津川町となり、さらに昭和34年に町制を施行した歌津町と、平成17年10月に合併し南三陸町が誕生した。

産業は、江戸時代に伊達藩の養蚕発祥の地として栄え、これを基盤として明治後半には、養蚕業が発展し、昭和初期には養蚕業に代わり水産業が盛んになり、漁業の町としての基礎が形成された。

また、地形的な特性から津波の影響を受けやすく、明治三陸大津波、昭和三陸津波、チリ地震津波等は、多数の死者や家屋への被害が出る大きな災害となり、平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生し、その後の津波は市街地等のほとんどを飲み込み、多くの尊い命だけではなく、住まいや店舗、魚市場や加工施設等の漁港関連施設、漁船、さらには公共施設までも一瞬にして奪い去るなど、当町は壊滅的な被害を受けた。

##### ③ 社会的条件

当町は、気仙沼市とともに気仙沼・本吉地域の行政、経済、医療、文化における中心的な役割を担う地域として発展してきた。このような中、町民の悲願でもあった三陸縦貫自動車道が全線開通し、これにより東北の中核都市圏である仙台圏との時間的距離が大幅に短縮された。一方で、公共交通機関は、幹線であるJR気仙沼線が東日本大震災により被災し、鉄道での本復旧には多額の費用を要するなどの理由により、BRT（バス高速輸送システム）による復旧を選択した。

また、広域圏としては気仙沼・本吉圏域に位置付けられている当町であるが、関東圏、仙台圏等の都市との交流拡大を念頭に、他圏域との交流を町の活性化に生かしていくことが必要である。

##### ④ 経済的諸条件

当町は、町域の約8割を森林地帯が占める等、水と緑が豊富な自然と美しい景観に恵まれた農山漁村地域である。なかでも漁業、特に養殖漁業が町の発展において大きな役割を果たしてきた歴史があり、古くからノリ、カキ、ワカメ、ホヤ等の養殖が行われ、昭和50年代になると世界に先駆けたギンザケ養殖が多くの水揚げを誇るようになった。近年では、ワカメ、ホタテ等の養殖も盛んに行われ、資源管理型漁業を積極的に推進して資源の増大に努める等、圏域の経済発展に大きく貢献してきた。

しかし、バブル経済崩壊後の全国的な経済停滞、第一次産業の先行き不透明感からくる担い手不足等の影響もあり、当町の各産業分野も厳しい経済状況に置かれて

おり、定住人口の維持・増加の観点からも、地域資源を生かした新たな産業の創出に取り組んでいる。

## (2) 過疎の状況

### ① 人口等の動向

水産業の発展に伴い当町の人口は、昭和30年代には25,000人を超えるまでに増加したが、その後、様々な要因から人口減少が続き、平成22年の国勢調査では17,429人となり、さらに、東日本大震災により多くの住民が犠牲になったこと、転出を余儀なくされた方が多数存在したことなどが相まって、平成27年の国勢調査では12,370人まで減少した。

人口は、昭和30年代以降、出生数の減少や若年層の流出により、減少が続いており、社会的傾向としては、高齢化や少子化、さらに核家族化の傾向が進行している。

### ② これまでの対策

当町では、平成28年3月に策定した「南三陸町第2次総合計画」に基づき、まちの将来像である「森里海ひといのちめぐるまち南三陸」の実現に向け、移住・定住対策や子育て支援対策の事業を実施してきたところである。さらに、人口減少対策など地方創生の実現に向けては、令和2年3月に策定した「南三陸町第2期総合戦略」に基づき、各種事業を推進しているところである。

今後は、これらの計画に加え、「南三陸町過疎地域持続的発展計画」に基づき、東日本大震災からの復興で整備した基盤を最大限に活用した中長期的な町の発展を目指す。

### ③ 現在の課題

当町では、人口減少に歯止めがかからない状態が継続しているが、人口増加は、目的ではなく結果であるため、「魅力」あるまちづくりを実践することこそが、本質的な目的であり、真の人口減少対策であると考えている。また、人口の減少に加え、少子化・高齢化の進展なども相まって町の財政は、これまで以上に厳しくなることが予想される。

このため、限りある資源を最大限に活用した魅力的なまちづくりに取り組み、地方移住への関心が高い年齢層への的確に情報発信することで、移住・定住人口の拡大へとつなげていく。

### ④ 今後の見通し

地域経済や地域社会における次代の中心的な役割を担う若年者層の人口減少に加え、少子化・高齢化は進展することが予想される。

そのため、若者の定住や交流人口の拡大を通じて、地域の活性化とともに、人口減少に歯止めをかけ、地域を支える担い手の増加につなげる。

## (3) 社会経済的発展の方向の概要

### ① 産業構造の変化

当町の産業別就業構造（就業者数）については、第一次産業、第三次産業が東日本大震災の影響もあり、減少傾向にある。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から新たな生活様式の確立など、この状況はさらに加速するものと恐われる。

このような状況に鑑みれば、今後は地域資源を活用した新たな産業の創出を図るなどの取り組みを進める必要がある。

### ② 地域の経済的な立地特性

当町は、広域圏として気仙沼・本吉圏域に位置しているほか、三陸縦貫自動車道によって仙台圏、石巻圏等や登米市・栗原市等の内陸部との結びつきが強い状況に

ある。

このような中、三陸縦貫自動車道の延伸は、当町と都市部との時間的距離を短縮することとなり、交流人口の拡大をはじめとする地域経済の好循環を期待するものである。

③ 社会経済的発展の方向

当町では、東日本大震災以降、バイオマス産業都市の推進、FSC（※1）・ASC（※2）国際認証の取得及び志津川湾のラムサール条約湿地登録など、自然と人間が共存共栄する社会の実現に向け、官民が連携して取り組んできたところである。

今後は、これらの取り組みを交流人口の拡大や産業の付加価値化などにつなげるべく、魅力あるまちづくりに取り組んでいく。

※1 森林を対象とした国際的な認証で、森林の管理や伐採が、環境や地域社会に配慮して行われているかどうかを信頼できるシステムで評価する制度

※2 対象となる養殖水産物が、持続可能で環境や社会的責任に配慮して生産されたものであることを認証する国際的な制度

## 2 人口及び産業の推移と動向

### (1) 人口

#### ① 人口の推移

当町の人口は、昭和35年の国勢調査での24,852人（※）から減少を続け、平成27年国勢調査では、東日本大震災の影響もあり、5年前から約29%減の12,370人まで減少している。

また、年齢階層別人口の推移を見ると、0～14歳の年少層は、昭和35年の9,138人から平成27年では1,175人へと約8分の1まで減少しており、15～29歳の若年者層も同様に減少傾向にある。

※ 旧志津川町と旧歌津町の合計人数

#### ② 今後の見通し

東日本大震災の影響により当町の人口は大きく減少した。町外避難者・転出者等の回帰は、震災復興計画における想定には達していない状況となっており、震災以前より減少傾向にあった当町の人口減少は、今後も続いていくものと予想される。

これにより、地域コミュニティの維持・自立、そして持続性が危惧されることから、魅力的なまちづくりを通して、地域コミュニティの担い手等を確保していくことが求められる。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和 35 年			昭和 50 年			平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 24,852	人 22,343	% -10.1	人 21,401	% -4.2	人 18,645	% -12.9	人 12,370	% -33.7			
0歳～14歳	9,138	5,986	-34.5	4,233	-29.3	2,615	-38.2	1,275	-51.2			
15歳～64歳	13,968	14,058	0.6	13,803	-1.8	10,883	-21.2	6,955	-36.1			
うち15歳～ 29歳(a)	5,562	4,755	-14.5	3,797	-20.1	2,505	-34.0	1,384	-44.8			
65歳以上 (b)	1,746	2,299	31.7	3,365	46.4	5,147	53.0	4,140	-19.6			
(a)/総数 若年者比率	% 22.4	% 21.3	—	% 17.7	—	% 13.4	—	% 11.2	—			
(b)/総数 高齢者比率	% 7.0	% 10.3	—	% 15.7	—	% 27.6	—	% 33.5	—			

表1-1(2) 人口の見通し

	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
総人口	12,368	11,039	9,919	8,897	7,939	6,960	5,997	5,123	4,325	3,618
年少人口 (15歳未満)	10.3%	8.6%	7.5%	6.7%	6.2%	5.6%	4.9%	4.4%	4.0%	3.8%
生産年齢人口 (15～64歳)	56.2%	54.4%	52.2%	49.2%	46.3%	43.8%	42.3%	40.8%	39.1%	37.6%
高齢者人口 (65歳以上)	33.5%	37.0%	40.4%	44.1%	47.5%	50.6%	52.8%	54.8%	56.8%	58.7%

## (2) 産業

## ① 産業構造、各種産業別の現況

当町の平成27年国勢調査の産業別就業人口を見ると、第一次産業が21.1%、第二次産業が31.3%、第三次産業が43.6%となっている。平成22年と比べ、第一次産業は2.3ポイント減少、第二次産業は3.3ポイント増加、第三次産業は4.8ポイント減少となっており、東日本大震災からの復旧・復興事業の影響もあり、第二次産業が増加している。

また、当町の町内総生産を見ると、平成29年は60,453百万円(※)で、経済活動別では第一次産業が5,148百万円(8.5%)、第二次産業が32,493百万円(53.7%)、第三次産業が22,834百万円(37.8%)となっている。

※ 第一次産業、第二次産業、第三次産業のほか、輸入品に課される税・関税等が含まれた数値

## ② 今後の動向

バブル経済崩壊後の全国的な経済停滞に加え、第一次産業を中心とした担い手不足等、当町の各産業が厳しい経済状況にあるなかで、東日本大震災によって甚大な被害を受けた。東日本大震災以降は、住民の生活再建を最優先に、なりわいと賑わいの再生を進めてきた。

一方で、当町の産業は、基幹産業である水産業をはじめとして、その多くが森・里・海をはじめとした豊かな地域資源によって支えられており、当町が南三陸ならではのブランドを創造し、全国に展開するためには、その土台として、これら地域

資源に支えられた各産業の付加価値を高め、産業ブランドを構築することが重要となる。このため、当町ならではの生産環境を背景に、生物多様性や持続可能性を評価に取り入れた FSC や ASC 認証制度等を活用して、多様な顧客層の共感を引き出す裾野の広い事業展開と新たな販路の開拓等を進め、足腰の強い地場産業を構築することが求められる。

### 3 町行財政の状況

#### (1) 行財政の現況と動向

当町の行財政状況について東日本大震災以前は、少子高齢化の進展による影響や、行政ニーズの多様化に伴う義務的経費が増加し、投資的経費に充当する財源が非常に厳しい状況にあり、経常的経費の抑制、事務の合理化等による財政の健全化や、それに伴う施策、事務及び事業全般にわたって総合的な検証を行い、効率的な財政運営を図る必要があった。そこで自主性、自立性の高い行財政運営の確保に努めるため、南三陸町行政改革大綱及び南三陸町集中改革プランにおいて、行財政改革を不断の課題と位置づけ行政改革の重点項目とし、節度ある行財政運営に取り組んできた。

現在は、地方交付税に係る合併特例の終了、人口減少や少子高齢化の進展に伴う歳入の減少が予想され、歳出では、東日本大震災からの復旧・復興事業で整備した公共施設等の維持管理に係る予算の平準化が課題となっており、当町を取り巻く行財政の状況については、これまで以上の厳しい状況が予想されることから、聖域なき行財政改革を進め、持続的な行政運営を進めていかなければならない。

表1-2 (1) 市町村財政の状況 (単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	8,640,431	59,059,370	30,722,811
一般財源	5,557,923	12,652,515	8,682,201
国庫支出金	1,009,279	16,428,389	10,516,699
都道府県支出金	516,303	2,821,051	1,148,440
地方債	830,400	1,666,300	1,427,600
うち過疎対策事業債	0	241,600	388,200
その他	726,526	25,491,115	8,947,871
歳出総額 B	8,176,670	53,988,207	27,635,592
義務的経費	3,526,884	3,392,841	3,377,187
投資的経費	1,350,422	27,977,918	15,968,971
うち普通建設事業	1,327,201	23,168,296	5,935,546
その他	3,299,364	22,346,971	7,672,438
過疎対策事業費	0	270,477	616,996
歳入歳出差引額 C (A-B)	463,761	5,071,163	3,087,219
翌年度へ繰越すべき財源 D	246,312	3,362,603	1,550,063
実質収支 C-D	217,449	1,708,560	1,537,156
財政力指数	0.30	0.27	0.31
公債費負担比率	16.2	5.6	6.1
実質公債費比率	14.2	9.8	6.5
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	87.7	84.5	96.9
将来負担比率	75.3	-	-
地方債現在高	10,628,543	10,357,033	13,227,620



(2) 施設整備水準等の現況と動向

当町は、東日本大震災により壊滅的な被害を受け、多くの公共施設に加え、道路台帳等も流失した。その後、災害復旧事業や復興交付金事業等により多くの公共施設、道路・漁港等の社会資本の整備に加え、各施設の台帳等についても整備を進めてきたところである。

今後は、短期間で多くの公共施設等を整備したことから将来的な維持・修繕に係る予算を平準化するため、分野ごとに策定した長寿命化計画、及び「南三陸町公共施設等総合管理計画」に基づき、人口減少社会に対応した公共施設等の適切な管理・運営に努めていく。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道 改 良 率 (%)	—	—	—	—	64.2
舗 装 率 (%)	—	—	—	—	77.1
農 道 延 長 (m)	—	—	—	73,982	76,582
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—
林 道 延 長 (m)	—	—	—	62,749	62,749
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	—
水 道 普 及 率 (%)	—	—	—	—	99.6
水 洗 化 率 (%)	—	—	—	—	74.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	7.2	7.3

4 地域の持続的発展の基本方針

(1) 持続的発展の基本方針

当町では、東日本大震災後に「南三陸町震災復興計画」を策定し、これに基づき計画的に復興まちづくりに取り組んできたところである。平成 28 年 3 月には、新たなまちづくりの指針となる「南三陸町第 2 次総合計画」を、震災復興計画を包含する形で策定した。

今後は、当該計画で示す町の将来像「森 里 海 ひと いのちめぐるまち 南三陸」の実現に向けた取り組みを中心に進めていく。

以下に「南三陸町第 2 次総合計画」におけるまちづくりの視点を記載する。

① 地域文化の学習 (伝承・防災・循環)

まちを知ることが“交流”であり、まちを伝え合うことで“コミュニティ”が形成されます。町民が地域文化を学び語り続けるまちとなり、新たに入って来る人たちも、元々住んでいる人たちも全ての町民が、“まちの記憶”を共有することで、地域の一体感を育んでいくことが大切です。また、まちの記憶はこのまちに生きた人たちが歴史の中で培ってきた教訓でもあり、これを知ることによって子どもたちをはじめ全ての町民は、このまちで生き抜く防災力を身につけることができます。

地域文化が次の世代へと語り継がれ、命とともに記憶が循環し続けるまちづくりに取り組んでいきます。

② 多様なコミュニティの再構築 (つながり・人づくり)

“近所付き合い”こそがコミュニティの根幹であることを理解し、改めて縁側文化を大切に、世代を超えて交流し、お互いが助け合い支え合うまちづくりに取り組んでいきます。

お祭りや地域のイベントを通じて世代を超えた交流を生み、そのような付き合いの中で、子どもたちが地域の一員としての自覚を形成していくことが重要です。

また、復興によって再構築されるコミュニティと、同時に震災以前から続くコミュニティの双方を大切にし、重層的につながりを広げていくことが求められます。南三陸町全体が一つの地域コミュニティでもあることを認識し、町内全体の情報共有と連携を図り、一体感あるコミュニティの形成に取り組んでいきます。

③ 交流・定住人口の増加（感謝・おもてなし・ふるさと意識）

これまでの多大な支援に対する感謝の気持ちと、“おもてなし”の心を持って、町外の全ての人たちを迎え入れることが大切です。全国・全世界の人たちに南三陸町の“人”を好きになってもらい、大勢の南三陸ファンをつくることを目指していきます。

また、町外から帰ってくる人たちも、町内への移住を希望する人たちも、南三陸町に暮らしたい人たちを暖かく迎え入れることが重要です。地域が子どもを育て高齢者を支えるような、家族が安心して暮らせる環境を築くとともに、一旦町外に出て行った人たちがいつかは必ず帰ってきたいと思えるふるさとであることを目指していきます。

地域のブランド価値を高めていくとともに、町内外の様々な人たちが行き交い、多くの人たちが移り住む、活気あふれるまちづくりに取り組んでいきます。

④ 産業のブランド化（仕事・雇用・連携）

森・里・海の豊かさの中にある「南三陸」の名前を生かし、町外に積極的に発信することが大切です。おもてなしの精神あふれる人や地域の魅力を土台としつつ、南三陸町のあらゆる産業が密接に連携をとることによって、魅力的な6次産業の形成や、産業間連携による革新を目指していきます。

また、地元の中小企業をはじめ地域資源を生かした地場の各産業が、「南三陸」という明確なブランドの下に、一貫性を持って一層の魅力向上に取り組み、当町の産業を牽引することを目指していきます。

(2) 持続可能な地域社会の形成

人口流出と出生率の低下が招く人口減少は、地域社会の存続に関わる問題であり、住民生活への影響も避けられない。子どもから高齢者までバランスの取れた人口構成を目指すことで、持続可能で活気ある地域社会を次の世代へとつなげていく必要がある。

そのため、特に地域を支える世代である若年層をはじめとした移住者の呼び込みを行うとともに、働く場所・機会の拡充及び居住地の確保等、移住・定住を促すための各種事業に取り組み、また、出生率の向上にも資するよう、安心して子育てができる環境を整備する等若い世代の結婚・出産・子育ての希望が叶うまちを目指す。

(3) 地域資源等を活用した地域活力の更なる向上

当町の産業は、基幹産業である水産業をはじめとして、その多くが森・里・海をはじめとした豊かな地域資源によって支えられており、当町が南三陸ならではのブランドを創造し、全国に展開するためには、その土台として、これら地域資源に支えられた各産業の付加価値を高め、産業ブランドを構築することが重要となる。

そのため、当町ならではの生産環境を背景に、生物多様性や持続可能性を評価に取り入れたFSCやASC認証制度等を活用して、多様な顧客層の共感を引き出す裾野の広い事業展開と新たな販路の開拓等を進め、足腰の強い地場産業を構築していく。

## 5 地域の持続的発展のための基本目標

(1) 人口に関する目標

① 将来の人口目標

当町では、総人口の減少が続くことは現実的に避けられない状況ではあるが、人口目標については、総人口が将来的に下回らないことを目指す「下限値」として設

定するものであり、人口減少に対応する的確な施策を展開し、将来向かうべき方向へ着実に歩むことにより、目標値を上回る総人口の維持を目指すものである。

ただし、これらの人口目標は、人口減少が続いている当町の人口動向を踏まえ、決して容易なものではなく、その達成に向けて非常な努力が必要となる設定である。したがって、行政・町民・事業者の全員が改めて危機感を共有し、人口目標の達成に向け、総力を結集して様々な取組みを実行することが求められる。

【当町の人口目標】

目標年	人口目標
2030 (R12) 年	9,400 人
2040 (R22) 年	8,000 人
2060 (R42) 年	5,900 人

② 取り組みにより実現を目指す仮定値の設定

ア 合計特殊出生率

2015 (H27) 年から2017 (H29) 年までの期間は、震災の影響を考慮した独自設定の仮定値(=1.22)を想定し、国の長期ビジョンにおける合計特殊出生率の目標水準と同様に、2030 (R12) 年までに国民希望出生率(=1.80)、2040 (R22) 年までに人口置換水準(=2.07)まで上昇させることを目指す。

イ 純移動率

2015 (H27) 年から2017 (H29) 年までの期間は震災前の実績を想定し、2030 (R12) 年までに転入・転出を均衡させること(転入者数と転出者数の差し引きである純移動をゼロとすること)を目指す。

(2) 財政力に関する目標

当町では、東日本大震災からの復旧・復興事業で一時的に予算規模が大きく膨れ上がり、復興事業の完了後における自立した行財政運営のために、重要な自主財源である町税収入を確保するとともに、事業環境の変化を踏まえた安定的な財源確保を図る必要がある。

【当町の財政目標】

項目	財政目標
実質公債費比率	11%未満
将来負担比率	発生させない

6 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年度9月までに南三陸町総合計画審議会(南三陸町総合計画審議会条例(平成17年南三陸町条例第168号)に定める審議会)における評価を実施し、町ホームページ等にて公表する。

また、令和8年度には、中間評価を実施した上で本計画の見直し方針を決定するものとする。

7 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

(1) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 公共施設等の総量の圧縮を図る

ア 削減の数値

・目標年次や達成すべき公共施設等の削減量(数値目標)を設定し、財政的に将来に渡って維持管理、更新が可能な公共施設等の総量とすることを目指す。

- イ 設置効果の低い施設の統廃合
    - ・稼働率が低く、機能の重複や利用者の増加が見込めない等の設置効果の低い施設については、優先順位を明らかにした上で統廃合を検討する。
  - ウ 公共施設の多機能化
    - ・各地域の公共施設や公共施設の機能を集約する複合化、多機能化を検討する。
- ② 公共施設の長寿命化と計画的な施設整備を図る。
- ア 計画的な予防保全による更新費用の圧縮と平準化
    - ・今後も町で保有する公共施設については、定期点検の実施や中長期保全計画の策定、改修履歴のデータベース化により、これまでの「事後保全」の修繕から「予防保全」の修繕へ転換し、計画的な公共施設マネジメントを検討する。
  - イ 施設利用者の安心・安全の確保
    - ・耐震改修、バリアフリー対応改修、災害時の避難拠点としての整備など、誰もが使える安心、安全な施設整備を検討する。
  - ウ 将来の需要予測と将来ニーズへの対応
    - ・今後不要となる施設、機能については、積極的に用途転換や跡地活用を検討していく必要がある。
- ③ 効率的・効果的な施設運営を図る。
- ア 受益者負担を適正化
    - ・受益者負担の原則という視点から、公共施設の利用実態とコスト負担の状況を検証し、料金設定や減免制度の見直し、使用料金のバランス等、負担の適正化を検討する。
    - ・利用者数の減少している施設は、その原因を明らかにするとともに、利用者数の増加を図り、効率的な施設運営を検討する。
    - ・公共施設の廃止、統廃合により発生する空スペースや敷地の民間への賃貸による利用料金収入の確保、売却などにより公共施設を資産としての活用を検討する。
  - イ 民間活力の導入
    - ・民間事業者のノウハウを活用した施設運営の効率化やサービスの質の向上を検討する。
- ④ 将来を見据えた公共施設の再配置を図る。
- ア 用途別・利用圏域に応じた再配置の推進
    - ・公共施設の用途別に利用圏域を設定し、利用圏域に応じた再配置方針を検討する。
    - ・都市計画等まちづくりと連動した再配置を検討する。
    - ・統廃合により公共施設の利便性の低下が懸念される場合は、公共交通網の見直しなどの代替案も含めて検討する。
  - イ 施設評価や点検調査等に基づく再配置の検討
    - ・施設評価を踏まえ、現地での点検調査等を実施し、まちづくりの視点に立ち、利用状況や地域特性等に配慮した公共施設の再配置を検討する。
- ⑤ 公共施設の適正管理と再配置の推進体制の構築を図る。
- ア 町民との問題意識の共有・協働の推進
    - ・公共施設等総合管理計画の周知に努め、町民と公共施設の原状や問題点等について情報の共有化を図るとともに、町民や有識者を加えた検討委員会の設置等により、広く意見を取り入れながら長期的・財政的な視点のもとに再配置計画の検討を進める。
  - イ 庁内プロジェクトチームの設置
    - ・再配置を検討し、町内の合意形成を図るプロジェクトチームの構築など、全庁が一丸となった推進体制を検討する。

(2) 過疎地域持続的発展市町村計画との整合

当町の過疎地域持続的発展市町村計画に記載する全ての事業（公共施設等の整備等）については、公共施設等総合管理計画に記載する基本的な考え方に基づくものである。

## 第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

「国民生活に関する世論調査」の結果では、物質的な豊かさ以上に心の豊かさを求めている者の割合が過去最高となり、全国的に地方移住への機運が高まり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、その関心はさらに高まっており、地方と都市部との交流が活発化している。

観光産業が基幹産業である当町においては、交流人口の拡大が地域経済の活性化のみならず、新たな価値観の創出など、人材育成の観点においても効果が期待できることから、移住者の受け皿となるソフト事業の取組を推進する。

また、当町の地域課題を解決しながら定住を促す「地域おこし協力隊」の活用など、様々な分野で活躍する人材の確保等の取組もあわせて推進する。

### 2 現況と問題点

移住・定住の促進や交流人口の拡大を図る上では、魅力あるまちづくりを行いつつ、そのための受け皿となる住環境等の整備が必要となる。当町では、東日本大震災により多くの住まいや生業が流失したことなどから、特に民間賃貸住宅を中心とした住環境不足が顕在化している。

このため、当町の魅力を積極的に情報発信するとともに、空き家や災害公営住宅の空き戸を活用した住環境の確保を推進していく。

また、町内唯一の公立高校である志津川高校の生徒数が平成22年度から半減している現状に鑑み、「地域全体が学校」という発想のもと、志津川高校魅力化に取り組む。

表2－(1) 住民基本台帳による人口の推移 (単位：人)

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
17,064	15,352	15,066	14,505	14,068	13,717	13,426	13,141	12,837	12,564

表2－(2) 観光入込客の推移 (単位：千人)

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
-	-	897	826	814	748	895	1,392	1,380	1,172

表2－(3) 志津川高校入学者数の推移 (単位：人)

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
124	133	116	110	89	101	75	70	63	72

### 3 その対策

#### (1) 移住定住の推進

移住・定住相談窓口の設置を通して、当町の魅力の発信、住まいや仕事を含めた総合的な移住相談など、移住定住に向けた取り組みの充実に努める。

##### ① 効果的な情報発信

移住・定住総合窓口の設置や町公式Youtubeなどを活用した効果的な情報発信、オフライン・オンラインでのイベント等を実施する。

項目	現状値	目標値
移住関連イベント参加人数	124人	100人
お試し移住者数	-	20人

② 受け入れ体制の整備

受け入れ体制の整備にあたっては、空き家・災害公営住宅の空き戸を有効的に活用するとともに、町が独自に設置した定住促進住宅の適切な運用により移住者の住環境を確保する。

また、子育て世代が安心して暮らせるよう、切れ目のない子育て支援策を推進する。

項目	現状値	目標値
空き家登録件数	-	20 件
定住促進住宅の運用	6 戸	6 戸
空き家バンク制度利用者数	8 人	50 人

(2) 関係人口の拡大

観光以上移住未満で、当町に継続的かつ多様な形で関わる「関係人口」は、新たな価値の創造による新産業の創出や移住者の増加へとつながる可能性も期待されることから、地域外の方が関係人口となるきっかけづくり・土壌づくりと、これを受け入れる民間事業者等の取組を推進する。

項目	現状値	目標値
観光入込客数	138 万人	120 万人
ふるさと納税の推進	1,210 件	2,000 件

(3) 人材の確保・育成

地域産業や地域経済を維持するためには、町の将来を担う人材の確保・育成が重要であることから、地域おこし協力隊制度の活用など、人材確保・育成に対する取組を推進する。

項目	現状値	目標値
地域おこし協力隊受入数	11 人	15 人
志津川高校入学者数	72 人	100 人

#### 4 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業  移住・定住	移住・定住相談窓口設置事業	町	移住者の住まいや仕事など総合的な相談窓口を設置することで、円滑な移住へとつなげる。
		空き家バンク事業		町内の空き家を活用し、移住定住者の確保を図る。
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業  人材育成	地域おこし協力隊設置事業		地域おこし協力隊の設置を通して、担い手の確保・育成、定住人口の拡大を図る。

## 5 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の用途転換や目的外使用等により、現存する公共施設の有効活用を図る。

### 第3 産業の振興

#### 1 産業振興の方針

当町の就業人口は、第一次産業の比率は右肩さがりとなっている一方で、第三次産業の占める比率が高くなっている。

しかしながら、当町の豊かな地域資源をこれまで以上に輝かせるためには、第一次産業の振興は極めて重要な要素である。

当町が持続的に発展するためには、人を呼び込むための住環境の確保に加え、就業の場の確保や新たな産業の創出など、包括的な対策が必要であることから、当町ならではの国際認証制度やラムサール条約湿地登録などを活用した資源の付加価値化を図る。

また、産業振興を推進するにあたっては、平成30年2月に策定した「南三陸町産業振興ビジョン」との調和を図りつつ、当町農林水産物のブランド化や6次産業化の実現を目指すとともに、雇用の促進、交流人口の拡大を図る。

さらに、当町の産業を振興するためには、県及び近隣自治体との連携が重要となることから、特に企業誘致や交流人口の拡大にあたっては、広域的な連携・取組により、効果的な事業展開を図るとともに、第一次産業の振興や6次産業化の推進にあたっては、大学や民間事業者との連携が求められることから、積極的に産学官民の連携を推進する。

#### 2 現況と問題点

##### (1) 農業の振興

当町の農業は、一戸当たりの農地面積が狭隘で、基盤整備率が低い典型的な中山間地農業であるが、水稻・畜産に加えて施設を利用した輪菊の栽培に力を入れることで、農地面積あたりの農業生産額は比較的高い水準を維持してきた。

しかし、輸入農産物の増大等で農家の収益率が低下するなど、農業全体への魅力が薄れ、当町でも離農が進み、高齢化・担い手不足等の問題が顕在化している上に、遊休農地の存在が大きな課題となっている。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響からサプライチェーンが崩壊するなど、当町の農業は危機的な状況にある。

表3-1 経営耕地面積の推移 (単位：経営体・ha)

区分	経営耕地 面積	田		畑		樹園地		経営体数
		経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積	
2005年	590	642	285	629	290	41	15	702
2010年	534	552	260	527	266	37	8	604
2015年	350	270	135	263	212	16	3	311

##### (2) 林業の振興

林業については、戦後に造林された森林が利用適期となり、木材資源も充実しているが、後継者不足等により施業管理が滞っている森林が多く見られる。

森林面積が町土面積の約8割を占める当町としては、森林資源の有効活用は重要な課題であり、森林経営計画の中に長伐期施業を取り入れた素材生産販売事業等を実施しながら、適正な森林管理を進めることにより、森林が持つ多面的な機能を発揮させるとともに、林業所得の向上を図る必要がある。

表3-2 林業経営体の推移 (単位：経営体、ha)

区分	総土地面積	林野面積	林家数	経営体数
2005年	16,373	12,661	942	148(115)
2010年	16,374	12,654	927	98(75)
2015年	16,340	12,595	714	49(40)

(3) 水産業の振興

近年の海水温上昇による漁獲量の減少や東京電力第一原子力発電所に起因する風評による水産物販売の伸び悩みなど、当町の基幹産業として発展してきた水産業を取り巻く環境は年々厳しくなっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から消費量が大きく落ち込み、これまで以上に資源管理型漁業の重要性が増している。

また、養殖漁業が盛んな当町では、漁業後継者の確保を推進し、これまでの安定生産を維持しながらさらなる生産の効率化を進める。

表3-3-(1) 南三陸町地方卸売市場水揚げ状況の推移  
(単位：t、千円)

区分	水揚げ数量	水揚げ金額
平成25年度	8,566.3	1,802,649
平成26年度	8,484.5	2,079,827
平成27年度	7,157.7	1,686,224
平成28年度	2,112.0	1,682,331
平成29年度	5,483.6	2,033,854
平成30年度	6,678.5	1,944,820
令和元年度	4,133.8	1,302,030

表3-3-(2) しろさけふ化放流事業の推移 (単位：尾、千卵、千尾)

区分	捕獲数	採卵数	収容卵数	放流数
平成25年度	7,794	5,586	5,586	5,280
平成26年度	3,173	1,227	1,227	5,017
平成27年度	1,332	1,125	10,411	7,864
平成28年度	806	548	10,340	9,571
平成29年度	968	611	10,114	7,959
平成30年度	0	611	7,151	5,742
令和元年度	1,186	1,075	1,183	1,003

(4) 商工業の振興

商工業は、町民の就労や所得の確保等、日々の暮らしを支える基盤であり、まちの活力を創出し、賑わいをもたらす原動力となることから、その安定した発展が求められる。また、地域産業の中でも、小売業、サービス業が集積する商店街は、日常生活における買い物やコミュニティの場として欠かせない生活基盤である。

商店街がこうした機能を十分に果たしていくためには、個々の商店の魅力づくりによる集客の向上を図るとともに、今後、日常の買い物における利便性確保等が大きな検討課題となっている。

さらに、製造業をはじめとした企業誘致についても、雇用の確保や地域経済の再生に向けて、積極的に進めていく必要があるとともに、地域資源を活用した新たな産業の創出等に取り組む。

表3-4 事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移  
(単位：人、万円)

区分	事業所数	従業者数	年間商品販売額
平成16年	297	1,262	2,021,118
平成19年	285	1,238	2,155,774
平成26年	307	3,177	-
平成28年	492	4,338	-



(5) 観光業の振興

当町を訪れている観光客数は、商店街の設置など、東日本大震災からの復旧・復興事業によりその基盤が整備されたことに三陸縦貫自動車道の延伸も相まって、ここ数年はコンスタントに年間100万人を超える方々が当町を訪れている。観光交流は、地域経済活性化の効果が期待されることから、今後も観光客をはじめとする交流人口を拡大させていくことが重要である。

また、当町には、優れた自然景観や全国に誇れる水産物・農産物等の地域資源が豊富にあり、これらの地域資源を最大限に活用し、交流人口の拡大につながる事業を展開していかなければならない。

さらに、三陸縦貫自動車道が全線開通し、都市部との時間的距離が短縮されたことから、交流人口を拡大するためには、当町が目的地となる必要がある。

このため、他自治体との連携はもちろんのこと、農林水産業、商工業関係者等の各産業間の連携を推進し、地域における観光資源を磨き上げ、当町ならではの魅力あるサービスを提供することが重要である。

表3-5 宿泊者数の推移

(単位：人)

区分	民間宿泊施設	キャンプ等	平成の森	志津川自然の家
平成25年度	179,863	5,191	5,479	6,072
平成26年度	179,941	4,820	4,792	7,291
平成27年度	176,080	12,241	5,073	4,089
平成28年度	174,747	9,089	3,410	6,007
平成29年度	166,298	11,821	3,258	5,092
平成30年度	171,313	15,155	2,848	4,405
令和元年度	145,706	15,181	2,433	5,429

(6) 情報通信関連産業の振興

当町の各産業を振興していくためには、担い手不足等の問題を解決する必要がある。そのための手段として AI・IoT などのデジタル技術の活用は不可欠であり、この技術を活用した生産性の向上や新たな価値の創出が求められる。

(7) 就業の促進

当町に顕在する地域課題の解決や当町での創業を希望する者に対して、総合セミナー等の開催、メンターによる創業支援など、創業に向けた体系的なメニューの実施により、創業後の経営安定までを支援することで雇用の創出や地域産業の再生を実現させるとともに、地域経済の活性化を目指す。

表3-6 職業紹介センター運営状況

区分	求人件数	求人数	求職者数	紹介者数	就職決定者数
平成25年度	439	2,084	642	589	423
平成26年度	435	1,688	502	492	520
平成27年度	433	1,226	347	223	133
平成28年度	414	1,040	232	194	98
平成29年度	689	1,649	250	193	128
平成30年度	491	1,047	206	137	77
令和元年度	371	730	171	97	56

### 3 その対策

(1) 農林水産業の振興

① 農業の振興

農業分野では今後、高齢化がさらに進むことが予想される中で、担い手を確保し、

持続性の高い農業を推進するためには、AI・ICTなどの技術を活用した生産活動や半農半Xの取組など、新たなアグリビジネスの取組を推進する。

また、農地の適正な管理等を図るため、農業委員会との連携を密に農地の流動化と集積化を推進する。特に山間部の担い手不足が見込まれる集落においては、農地中間管理事業等を活用し、農地の有効利用と経営規模拡大を図る。

項目	現状値	目標値
新規就農者数	-	10人

## ② 林業の振興

林業経営の安定と所得確保による林業振興を図るため、適正かつ計画的な森林管理を実施して良質な木材生産を推進する。また、適切な施業の実施は、地球温暖化防止に向けた森林の二酸化炭素吸収にもつながるものであり、加えて当町の森林管理協議会が取得した持続可能な森林資源の利用を目的とする国際認証「FSC認証」の取組を拡大することで、持続可能な森林経営の実現を目指す。

さらに、FSC認証については、持続可能な社会実現の機運が醸成している現状に鑑み、これを一つの付加価値とするための取組を官民連携で推進する。

一方で、森林は町土を潤し、水資源を涵養する機能もあることから、バイオマスイエネルギーとしての利用など、適切な施業に加え、未利用資源の有効利用に取り組みむことで、森林の持つ多面的機能を発揮する。

項目	現状値	目標値
南三陸材利用住宅建設	-	10人
FSC認証の推進（認証林面積）	2,468ha	3,000ha
（出荷量）	-	6,000m <sup>2</sup>

## ③ 水産業の振興

漁獲する水産資源の枯渇を防止するため、「つくり育てる漁業」のさらなる発展を支援し、種苗の放流や中間育成等の増殖及び養殖に資する場を創造する「豊かな海づくり」を推進することで、漁業経営の安定化を図る。

また、当町戸倉地区のカキ養殖業は、ASC国際認証を取得し、環境負荷の軽減、持続可能な資源の利用に取り組んでおり、さらに志津川湾は、海域では稀有なラムサール条約湿地に登録されており、このような環境保全に努めつつ生産された水産物を、ブランド化のきっかけとする付加価値化の取組を進める。

項目	現状値	目標値
水産物ブランド基準策定	-	1件

## (2) 商工業の振興

商工業者に対する経営、金融、税制面等の助言・相談を通して、経営の安定が図られるよう、町内商工業者の中核団体である商工会やまちづくり会社との連携を強化するとともに、町の賑わいを創出する仕組みづくりに協働で取り組む。

地元既存企業の支援に関しては、金融機関との協調による支援策や町独自の支援制度の活用により、企業経営の安定向上を図ることで足腰の強い産業を育成し、雇用の確保と地域活性化を促進する。

また、産業の振興と雇用の拡大及び地域経済の活性化を図るため、企業の進出条件や業界の情報を収集しながら誘致業種を絞り、優遇措置や用地及び関連施設情報のデータベース化を促進する等、受入れ体制の整備を推進する。

項目	現状値	目標値
U・Iターン者就職者数	-	10人
新卒者就職者数	-	16人

(3) 観光業の振興

当町の代表的な景勝地である神割崎や田束山等の観光資源の適正な管理を図るとともに、地域の観光資源を発掘することにより、観光客の増加や地域経済への波及効果を高める。また、観光は、農林水産業、商工業、物産等、産業全般にわたる裾野の広い経済活動であることから、地域の雇用確保の場としても、ますますその重要性が増しており、柔軟かつ機能的に活動できるよう観光協会等関係団体との連携を強化するとともに、観光産業・関連事業の振興と育成に努め、地域の観光振興を図る。

さらに、被災前から積極的に推進してきた、高校生等を対象にした教育旅行や、体験型観光コンテンツ等の取り組みに加え、「南三陸町東日本大震災伝承館」を活用した「語り部」や、防災・減災プログラムの充実や、震災によりご縁の生まれた国内外との交流も活性化させ、特色を生かした交流事業の拡大を図る。

項目	現状値	目標値
南三陸町東日本大震災伝承館設置	-	-
観光入込客数	144 万人	120 万人
教育旅行受入人数	-	4,500 人

(4) 情報通信関連産業の振興

新しい技術を活用できる人材の育成や新商品の開発等を支援する。また、情報通信関連技術関連の創業支援や企業誘致を促進し、地域社会の活性化につなげる。

4 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(2) 漁港施設	漁港整備事業	町	水産業の基盤施設である漁港施設の整備、修繕等を実施する。
	(9) 観光又はレクリエーション	道の駅整備事業		新たな町のゲートウェイとなる道の駅を整備し、交流人口の拡大を図る。
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光	交流人口拡大事業		交流人口を拡大するための情報発信や人材育成の講座等を実施する。
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	創業支援事業		起業を目指す者に対し、体系的なプログラムにより支援する。

## 5 産業振興促進事項

### (1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
南三陸町全域	製造業、農林水産物等 販売業、旅館業及び情報サービス業等	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	

### (2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 上記3に記載するもの及び次のとおり

- ・農業生産基盤の整備
- ・農地中間管理機構の活用推進
- ・新規就農者への支援
- ・鳥獣被害の防止への支援
- ・補助金等交付財産活用事業の推進
- ・林道・作業道の整備
- ・間伐等の森林整備の推進
- ・林業従事者の育成・就業支援
- ・造林事業の推進
- ・低利の融資制度の情報提供
- ・設備投資を促進するための減価償却の特例及び地方税の不均一課税の活用推進
- ・企業誘致等の産業振興に係る事業の推進
- ・各種制度資金の貸付
- ・新産業分野の創出・起業家の育成支援

## 6 公共施設等総合管理計画等との整合

産業に係る施設については、公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する公の施設）であることから、指定管理者制度を導入し、住民サービスの向上及び経費の削減に努めている。

今後は、利用状況等を勘案しながら、改修時期の調整等を行う。

## 第4 地域における情報化

### 1 情報化の方針

近年の情報通信技術の発展によって、あらゆる分野でのデジタル技術の活用が発展しており、デジタル化は過疎地域における生活を考える上で欠かせないものとなってきている。

当町では、行政手続に係るデジタル化を中心に地理的不利性を克服し、住民の利便性向上と行政の効率化を図るための基盤整備を進める。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりテレワークが拡大している現状に鑑み、過疎地域の人口減少対策として、デジタル技術を活用した「ワーケーション」や「二地域居住」の促進により、「関係人口」の創出・拡大を目指す。

### 2 現況と問題点

当町では、これまで東日本大震災からの復旧・復興事業と併行して行政システムの整備やネットワーク通信基盤の再構築などを行ってきた。

デジタル化の推進にあたっては、高齢化率が高い当町の場合、高齢者の使い勝手にも配慮した技術導入が求められる。

### 3 その対策

行政手続のデジタル化にあたっては、オンライン申請やマイナンバーカードの普及を

推進し、また、A I や R P A などのデジタル技術の活用など、簡素な手続による行政サービスの向上を目指す。

さらに、産業分野においても I C T を活用した新たな技術が開発されていることから、これらの技術を活用した生産性の効率化や地域活力の創出を目指す。

項目	現状値	目標値
電子申請行政手続	1 件	500 件

#### 4 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化	行政手続のオンライン化	町	行政手続のオンライン化

#### 第5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

##### 1 交通施設の整備の促進方針

当町の産業、経済、文化の振興を図り、他地域との交流と連携を促進するためには、三陸縦貫自動車道や国道、県道等の基幹道路とのネットワーク化に重点を置いた道路交通網の整備が重要となる。また、住民の生活を支える上では、特に高齢化が進展する地域と町の中心部とを結ぶ生活道路の整備も欠くことができない。

##### 2 交通手段の確保の促進の方針

当町の住民にとっては、日常生活の移動手段を公共交通に依存しており、一方で、運行事業者は少子化の影響もあり、その運行を維持することが困難な状況にある。

##### 3 現況と問題点

###### (1) 道路施設

町道整備に当たっては、限りある資源を有効的に活用し、道路整備を進めるため、選択と集中のもと、真に必要な道路を優先して整備を行う。また、維持管理については、全ての管理を行政が行うことは困難であることから、地域の生活道路は地域住民が行うなど、住民との協働による道路環境の確保が求められる。

また、農道や林道については、担い手不足や就業者の高齢化等により、適切な管理が困難となりつつあり、災害を未然に防ぐ観点からも適切な管理が必要である。

表5-1 道路の状況 (単位：m、%)

区分	路線数	実延長	改良		舗装		橋梁	
			延長	率	延長	率	橋数	延長
平成27年度								
1級	24	24,715	21,940	88.8	22,879	92.6	9	146
2級	14	31,471	21,896	69.6	23,066	73.3	20	160
その他	495	251,339	120,786	48.1	134,832	53.6	78	737
平成28年度								
1級	24	25,029	21,980	87.8	22,919	91.6	8	135
2級	14	31,569	21,953	69.5	23,123	73.2	19	154
その他	545	266,025	130,278	49.0	144,342	54.3	83	830
平成29年度								
1級	14	21,996	19,558	88.9	18,686	85.0	8	135
2級	14	34,120	23,855	69.9	27,454	80.7	19	154
その他	474	188,707	112,677	59.7	142,154	75.3	83	830
平成30年度								

1 級	14	21,996	19,558	88.9	18,686	85.0	8	135
2 級	14	34,120	23,855	69.9	27,545	80.7	19	154
その他	474	188,707	112,677	59.7	142,154	75.3	83	830
令和元年度								
1 級	14	22,116	19,798	89.5	18,884	85.4	13	116
2 級	15	33,758	23,616	70.0	27,282	80.8	20	154
その他	478	194,258	118,274	60.9	148,374	76.4	91	938

(2) 交通手段の確保

当町は、東日本大震災からの復旧・復興事業が未完了のため、いまだ恒久的な乗合バス路線が構築されていない。このような中、持続可能な公共交通を持続するためには、交通需要の集約化や公共交通利用機会の創出が必要である。

表5-2 乗合バス・BRTの利用者数 (単位：人)

年 度	乗合バス合計		BRT合計
	年間利用者数	1日平均利用者数	
平成27年度	72,485	250	188
平成28年度	44,101	159	185
平成29年度	47,464	169	159
平成30年度	32,282	134	157
令和元年度	30,002	124	138

4 その対策

(1) 道路施設

町道は、住民生活に密着し、生活水準の向上や防災並びに産業の振興に重要であることから、高台の住宅団地を起点に必要な交通安全施設等の整備に努める。また、農道については、農産物の流通や営農環境の改善に寄与するため、適切な維持管理に努める。

林道については、森林の適正な管理等、林業振興に基幹的な施設であることから、適切な管理に努めるとともに、低コスト林業を実現するため、森林環境譲与税を活用した作業道の開設などを積極的に推進する。

項目	現状値	目標値
町道道路改良率	64.6%	70.0%
町道舗装率	77.8%	80.0%
林道施設長寿命化計画進捗率	-	100%

(2) 交通手段の確保

持続可能な公共交通を実現するためには、広域的な輸送をJRが担い、地域内の輸送を乗合バスが担うなど、運行事業者間及び運行事業者と町の役割を明確にし、効率的で効果的な交通手段の確保に努める。

項目	現状値	目標値
南三陸町地域公共交通網形成計画進捗率	-	80%

## 5 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道  道路	道路新設改良事業	町	町民の生活を支える町道の拡幅など、新設改良事業を実施する。
		道路維持修繕事業		町道の適切な維持修繕を行い、住民の利便性を確保する。
	(1) 市町村道  橋りょう	町道橋梁改良工事		老朽化した町道橋梁の改良を行い、施設の長寿命化を図る。
	(3) 林道	林道施設改良事業		老朽化した林道橋梁の改良を行い、施設の長寿命化を図る。

## 6 公共施設等総合管理計画等との整合

町道等の施設については、定期点検の実施や中長期保全計画の策定などにより、これまでの「事後保全」の修繕から、「予防保全」の修繕へ転換し、計画的なマネジメントを検討する。

### 第6 生活環境の整備

#### 1 生活環境の整備の方針

当町では、東日本大震災からの復旧・復興に際しては、市街地の下水道整備を断念し、合併浄化槽での再建を選択した。生活環境を整備することは、生活水準の向上はもとより、安全・安心の確保、及び自然環境の保全へとつながる。特に自然環境への影響については、平成30年に志津川湾がラムサール条約湿地に登録され、住民の環境に対する意識が醸成されつつあることから、これをさらに高めるための取組を推進する。

#### 2 現況と問題点

##### (1) 上下水道

上水道については、高い水道普及率となっているが、給水人口は減少傾向にあり、今後もこの状況は継続するものと見込まれ、水道料金への影響が避けられない。また、下水道処理についても、特定環境保全公共下水道事業及び漁業集落排水事業ともに、処理区域内の人口が減少していることから、使用料の減少に伴う将来的な更新等が課題となる。

表6-1 上水道利用状況 (単位：人、%)

年 度	人 口		
	行政区域内	給水人口	水道普及率
平成27年度	13,717	12,547	91.5
平成28年度	13,426	12,646	94.2
平成29年度	13,141	12,970	98.7
平成30年度	12,837	12,793	99.7
令和元年度	12,564	12,520	99.6

表6-2 下水道処理状況 (単位：戸、人)

年 度	特定環境保全公共下水事業		漁業集落排水事業	
	処理戸数	処理人口	処理戸数	処理人口
平成27年度	403	1,086	40	162
平成28年度	430	1,176	38	151
平成29年度	415	1,153	38	144
平成30年度	275	741	37	140
令和元年度	269	728	35	120

(2) 廃棄物処理

現在、当町は焼却施設を有しておらず、広域連携により気仙沼市にその焼却処理を委託している。そのため、今後の処理量の増加や運用コストの削減の面からも、安定した焼却施設、最終処分場の確保及び老朽化した中間施設の適切な維持管理が課題となっている。

また、住民の環境への意識が高まるなか、町としても震災復興計画に掲げた「エコタウンへの挑戦」のさらなる実施が求められる。

表6-3 ごみ処理量 (単位：t)

年度	収集人口	処理量			
		焼却処理	資源化	残さ埋立量	計
平成27年度	13,890	3,518	752	1,060	5,330
平成28年度	13,255	3,428	740	483	4,651
平成29年度	13,255	3,555	801	434	4,790
平成30年度	13,048	3,440	895	375	4,710
令和元年度	12,564	3,386	586	387	4,359

(3) 消防・防災対策

当町は、明治29年の明治三陸大津波、昭和8年の昭和三陸津波、昭和35年のチリ地震津波、そして平成23年の東日本大震災による津波と、度重なる地震・津波の被害を受けてきた地域である。地理的特性上、このような災害は与件として考えなければならず、ハード面でのインフラ対策は当然のことながら、同時にソフト面からの対策も欠かせない。

また、津波災害に限らず、いざ災害が発生した際にどう行動するのかという視点から、防災教育の場を充実させるとともに、日頃の訓練の場への町民一人ひとりの主体的な参加を求め、併せて、自主防災組織の設立を促すことが必要である。

加えて、当町の一部は女川原子力発電所の30km圏内に位置することから、地域防災計画の原子力災害対策編に基づく、原子力災害への備えに関しても十分に検討し、その実効性を高めていくことが必要となる。

常備消防に関しては、消防団員の減少に鑑みた組織の再構築が必要であり、これにあわせた積載車及び車庫等の整備も課題となる。

3 その対策

(1) 上下水道

水道施設については、早期の復旧を図り、老朽管の適正な更新を進めることで、安定的な水の供給を図る。また、下水処理については、生活衛生環境の改善と自然環境の保全のため、各戸での適切な合併処理浄化槽処理を進め、生活排水の適切な処理に努める。

項目	現状値	目標値
有収水量	1,461,195 m <sup>3</sup>	1,432,111 m <sup>3</sup>



(2) 廃棄物処理

ごみ焼却場・最終処分場の安定的な確保とともに、ごみの減量化を推進し、同時にリサイクルにも積極的に取り組み、環境負荷の少ない生活スタイルの確立を推進するとともに、現有施設の適切な維持管理に努める。

また、バイオマス産業都市構想に掲げるバイオガス事業については、生ごみ処理量を増加させ、木質ペレット事業については、民間事業者が主体的に行う事業に対し、側面から支援する。

項目	現状値	目標値
生ごみの資源化	1.0 t/日	3.5 t/日

(3) 消防・防災対策

安全かつ円滑に避難するためには、各自の防災意識を高めるとともに、互いに助け合う習慣が必要であるため、日頃から避難訓練を継続するとともに、住まいや生業の近くに安全な避難場所・避難路を確保する。あわせて、震災の記憶を風化させないため、次代を担う子どもたちに対して、「南三陸町東日本大震災伝承館」において防災教育を推進する。

このほか、非常備消防の要となる、消防団の人員確保、消防施設の整備を計画的に実施するとともに、自助・共助の取組を強化するための自主防災組織を育成する。

項目	現状値	目標値
自主防災組織の組織率	69.6%	100%

#### 4 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	廃棄物処理施設整備事業	町	廃棄物処理施設の修繕等を実施し、施設の長寿命化を図る。
	(3) 廃棄物処理施設 し尿処理施設	し尿処理施設整備事業		し尿処理施設の修繕等を実施し、施設の長寿命化を図る。
	(5) 消防施設		消防施設整備事業	町民の財産等を火災から守るため、防火水槽等消防水利、消防屯所の整備を行う
			消防設備整備事業	町民の財産等を火災から守るため、消防ポンプ車等の整備を行う
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	ごみ減量化・再資源化促進事業	町	3Rの推進や生ごみの資源化を実施し、持続可能なまちづくりに取り組む。

## 5 公共施設等総合管理計画等との整合

廃棄物処理施設のうち、衛生センターは今後も浄化槽の汚泥処理として活用することから、適切な維持修繕により長寿命化を図る。またクリーンセンター（中間処理施設）については、広域でのごみ処理を視野に入れ、近隣自治体との連携も踏まえた施設の整備、運営を検討する。

消防施設については、消防団の再編にあわせて施設の統廃合を検討する。

## 第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### 1 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

定住人口を拡大する上では、子育て環境の充実が重要になることから、妊娠期から切れ目のない子育て支援を実施する。一方で、子育て支援の体制を充実するための人材が不足していることから、今後も引き続き、人材の確保に努める必要がある。

また、当町の高齢者人口の割合は、令和元年度末時点で約36.8%と、3人に1人が高齢者という状況であり、今後も高齢化の傾向は続くことが確実である。このような中において、全ての高齢者が自分らしく、自分のできる範囲でいつまでも地域の一員として社会に参加し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進める。

## 2 現況と問題点

### (1) 子育て環境の確保

当町では、これまで子育て支援センターを拠点として、子育てに関わる相談や保育者のネットワーク化、保育所との併設による子育て支援拠点の設置などに取り組んできた。また、平成27年度から段階的に子ども医療費の助成対象を拡大するなど、子育て家庭支援の充実や被災者の定住促進を図っている。

一方で、子育て支援の体制を充実させるための人材が不足していることが大きな課題となっている。

表7-1 町立保育所・認定こども園の児童及び職員数（令和元年度末）  
（単位：人）

施設名	定員	児童数		
		計	男	女
志津川保育所	90	89	44	45
戸倉保育所	60	36	15	21
伊里前保育所	70	72	40	32
名足認定こども園	60	34	15	19

### (2) 高齢者等の保健及び福祉の向上

現在、当町では総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、全国平均や宮城県平均と比較してもかなり高い水準にある。約3人に1人が高齢者という超高齢化社会において、今後もその傾向が強まること等も踏まえ、高齢化を前提としたまちづくりが求められることから、高齢者一人ひとりが健康で、地域の中での役割と生きがいをもって、いきいきと暮らすことができるよう支援することが重要となっている。

また、核家族化の進展等により、高齢者のみの世帯も年々増加しており、今後、介護の長期化や介護者の高齢化等、介護に関する状況は厳しさを増していくものと考えられる。このような状況の中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの構築等、地域全体で高齢者を支える福祉の体制づくりが求められる。

表7-2 高齢化率の推移

(単位：人、%)

年 度	人口		高齢化率
	総数	65歳以上	
平成27年度	13,717	4,552	33.2
平成28年度	13,426	4,598	34.2
平成29年度	13,414	4,584	34.2
平成30年度	12,837	4,574	35.6
令和元年度	12,564	4,625	36.8

### 3 その対策

#### (1) 子育て環境の確保

未入所の乳幼児を育てる家庭の子育てに関する不安や悩みの解消に向けて、関係機関と連携しながら、ゆとりを持って安心して子育てができるよう支援する。また、放課後や長期休校日等において、家庭に保護者等が不在となる児童の安全確保と健全育成を図る。さらに、その支援体制の維持・強化を図るため、人材確保等に努めるとともに学校との連携や学童保育の共同実施等について検討する。

項目	現状値	目標値
待機児童数	2人	0人
子育て支援センター利用者数	5,604人	4,352人
妊婦健診受診者数	108人	76人

#### (2) 高齢者等の保健及び福祉の向上

高齢者が住み慣れた地域で健やかに生き生きと暮らせるよう、健康づくりや介護予防に結び付く取組を推進する。また、高齢期にあっても健康で生きがいを持ち、生き生きとした生涯を過ごせるように、高齢者の積極的な社会参加・生きがい対策の推進に努める。

さらに、高齢者が年齢を重ねても、できる限り要介護状態になることなく、住み慣れた地域で生涯にわたり暮らし続けられるよう高齢者一人ひとりの状況やその変化に応じた生活支援体制の充実を図る。

項目	現状値	目標値
シルバー人材センター会員数	-	100人

### 4 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	子ども医療費助成事業	町	子育て家庭における経済的負担の軽減を図る。
	児童福祉	子育て世帯応援券事業		

### 5 公共施設等総合管理計画等との整合

新たに整備された子育て支援施設については、適切な維持管理と計画的な改修を行うことにより、長寿命化を図る。

また、子育て支援は、町の将来を担う子どもたちの育成上重要な施策であるが、少子化の進行により規模的に余裕が出る施設については、施設への他の機能の導入等を検討する。

## 第8 医療の確保

### 1 医療の確保の方針

地域住民が安全で安心して暮らし続けるためには、安定した医療サービスの提供が重要となる。このような中において、当町の南三陸病院は町内唯一の病院であり、救急告示病院として一次救急を担うなど、住民生活には必要不可欠な機能の一つである。

しかしながら、近年の全国的な医師不足等により、診療体制の確保等が厳しい状況にあることから、関係機関との連携による医療提供体制の充実に努めるとともに、医療・保健・福祉が三位一体となった町民の健康づくりを進める。

### 2 現況と問題点

当町の医療体制については、公立志津川病院（128床）が東日本大震災により全壊したため、これを再建し、現在は南三陸病院（90床）として運営している。

地域に密着してきめ細やかな医療を提供していくためには、地域の診療所と一体となり、明確な役割分担の下、密接な連携をとっていくことが重要となる。さらに、町外の各医療機関との連携も確保し、医療体制の強化を行っていくとともに、医療水準の向上を図っていくことが求められる。

また、町民それぞれに対しても、日頃の自主的な健康管理や一次医療への理解、医療サービスの受け方等、診療を受ける側の立場としての意識啓発を行っていく必要がある。

表8-1 南三陸病院入院外来別患者数の推移 (単位：人)

年 度	外 来		入 院	
	患者数	1日平均患者数	患者数	1日平均患者数
平成27年度	43,823	184.1	12,806	35.0
平成28年度	48,760	200.7	28,139	77.1
平成29年度	49,312	202.9	31,495	86.3
平成30年度	49,675	203.6	30,157	82.6
令和元年度	49,311	205.5	29,018	79.3

表8-2 訪問看護利用者数等の推移 (単位：人)

区 分	利用者数		月平均利用回数
	実人数	延べ回数	
平成27年度	967	7,203	7.45
平成28年度	931	6,924	7.44
平成29年度	980	6,255	6.38
平成30年度	939	6,729	7.17
令和元年度	1,000	6,663	6.66

### 3 その対策

高齢化が進行する中、町民が抱える多様な医療需要に対応するため、南三陸病院と町内の診療所間の機能分担や二次医療圏での病院間の機能分担、訪問看護ステーションの継続的な実施等、効果的な医療体制の整備を推進する。また、町の健康管理の施策に沿って予防医学の観点から各種健診事業に対応する。

さらに、医師をはじめとする医療従事者については、修学資金貸付制度の適正な運用や関係機関との連携により、その招へいに努める。

項目	現状値	目標値
入院患者数	29,018 人/年	30,295 人/年
外来患者数	49,311 人/年	48,000 人/年
訪問看護利用者数	6,729 人/年	7,380 人/年

#### 4 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業  自治体病院	医療従事者確保事業	町	持続的な医療提供のため、医師及びコメディカルの招へいを図る。
		病院経営健全化推進事業		病院事業等改革プランを策定し、効率的な経営改革に取り組む。

#### 5 公共施設等総合管理計画等との整合

医療機関の充実が定住促進のためにも重要な施設であり、必要とされる機能を確保するため、適切な維持管理と計画的な改修を行うことにより、長寿命化を図る。

また公立病院は、地方公営企業として運営される以上、独立採算が原則であり、運営においては一般会計からの負担を少なくする必要がある。

### 第9 教育の振興

#### 1 教育の振興の方針

学校教育については、少子化の影響により児童生徒数が減少しており、さらなる減少が予想されることを踏まえ、多様な子どもたちの学びを支える学習環境の充実と、魅力ある特色ある学校づくりを進める。

また、心の豊かさを醸成する社会教育については、地域の学び、活動の拠点となる公民館や図書館などの機能の充実化に努める。

さらに、地域づくりに必要な人材の育成等、生涯学習・社会教育を推進するための体制整備の充実を図るとともに生涯スポーツ環境の整備も進める。

#### 2 現況と問題点

児童生徒が安全で安心して学習に専念し、楽しく学校生活を送るためには、学習環境の物的・質的な向上を図っていく必要がある。

学校施設については、震災で町内の8校が被災したが、その後の復旧工事により全ての学校が復旧した。今後は「南三陸町公共施設等総合管理計画」に基づき、経年劣化に対応していく必要がある。

また、生涯学習については、町民の生涯学習に対するニーズに対応した学習情報や学習機会の提供を行うことにより自発的な学習活動を支援していくとともに、学んだ成果を地域社会へ還元する仕組みをつくることにより、さらに町民の学習活動を促進していくことが求められる。

表9-1 小学校数及び児童数の推移

年 度	学校数	学級数	児童数 (人)		
			計	男	女
平成27年度	5	44	596	306	290
平成28年度	5	41	558	296	262
平成29年度	5	42	535	279	256
平成30年度	5	41	501	266	235
令和元年度	5	38	475	242	233

表9-2 中学校数及び児童数の推移

年 度	学校数	学級数	児童数 (人)		
			計	男	女
平成27年度	2	15	328	173	155
平成28年度	2	16	340	170	170
平成29年度	2	16	335	160	175
平成30年度	2	15	326	154	172
令和元年度	2	14	309	154	155

### 3 その対策

県が推進する志教育に当町も引き続き取り組み、地域と連携しながら、小・中・高等学校の全時期を通して、社会の中におけるより良い生き方を考えながら学びに向かうことを促す教育に取り組む。

また、社会の情報化に対応するため、ICTを活用した学習活動を展開するとともに、情報モラルについて学ぶ情報教育の充実を図るとともに、社会的な課題や地域の課題について、体験活動を通して社会の一員としての意識を育む教育の推進を図る。

生涯学習の振興については、町民の学習ニーズに応じた学びができるよう、ホームページなどを通じた講座情報、指導者情報の提供など学習機会の充実を図る。

項目	現状値	目標値
児童生徒へのタブレット配置率	-	100%

### 4 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設  校舎 体育館	学校施設整備事業	町	老朽化した小中学校の建替え、大規模改修を実施し、良好な教育環境の確保を図る。
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業  義務教育	志教育推進事業		小学校から高等学校までの系統的な教育活動を実施する。
		ICT教育推進事業		ICTを積極的に活用し、情報教育の充実を図るとともに、情報モラル教育を推進する。

### 5 公共施設等総合管理計画等との整合

志津川小・中、歌津中学校については、既に大規模改修の時期を迎えており（志津川小・中学校は一部改修済）、改修が一時期に集中しないように計画的な改修を行い、長寿命化を図る。

さらに少子化により余剰教室の発生等が予想され、他用途の導入等を検討する。なお、中学校については統合がなされたが、小学校は複数校において近い将来、複式学級化が見込まれることから、今後統合等の検討を行い、「南三陸町公共施設等総合管理計画」に基づいた改修を実施する必要がある。

## 第10 集落の整備

### 1 集落の整備の方針

人口減少と少子高齢化が加速し、特に山間部等の集落では担い手不足による農地・森林の荒廃、空き家の発生など様々な課題に直面し、集落機能の維持が大きな課題となっている。

このため、幹線道路等の整備や移動手段の確保など、将来にわたって暮らし続けることのできる集落とするための各種機能の持続的発展につながる取り組みを進める。

### 2 現況と問題点

当町では、災害公営住宅団地や山間部の集落において、特に高齢化率が高くなっており、コミュニティ活動の維持・継続が困難な状況にある。また、東日本大震災の再建で新たに集落、地域コミュニティが再構築されており、新たなコミュニティに即した形で地域活動の見直しや、横断的な連携を図ることなどが急務となっている。

### 3 その対策

高齢者等の移動手段を確保するため、コミュニティ・カーシェアリングの導入や乗り合いバスに係るフリー乗降区間の設定など、地区内交通の見直しを図り、住民の利便性を確保する。

また、東日本大震災の被災を免れた地域に多く存在する空き家については、これを移住者等へ貸し出すことで、地域コミュニティの担い手を確保する取組を進める。

項目	現状値	目標値
空き家バンク登録件数	-	20件
空き家バンク制度利用者数	8件	50件

### 4 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業  集落整備	地域公共交通確保事業	町事業者	高齢者等の移動手段を確保するため、多様な交通手段を確保する。
		空き家バンク事業	町	空き家を移住者等へ提供し、地域の担い手を確保する。

### 5 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設を保有する計画はない。

## 第11 地域文化の振興等

### 1 地域文化の振興等の方針

先人によって築かれ、大切に守られてきた文化遺産を、良好な形で保存し、後世に引き継ぐとともに、生涯学習や学校教育の場において、郷土の文化財を学び体感できる機会を充実させ、郷土の歴史・文化や先人の営みについての理解を深めながら、これを受け継いでいこうとする意識を高める。

また、当町は地形的特性から、東日本大震災のみならず、古くから地震・津波災害の歴史とともにあり、当町の地域文化・歴史の中には、様々な形で災害の教訓が根付いている。

このため、子どもたちをはじめ全ての町民が、この地で生きた人々の教訓としての歴

史・文化を学ぶことによって、生き抜く知恵を身に着けることを目指し、地域に根差した防災学習やふるさと学習・体験等そのための機会創出を進める。

## 2 現況と問題点

地域文化については、学校の授業のほか、様々な発表の場を通し、継承に努めているが、後継者不足が大きな課題となっている。このため、後継者の育成を図る取り組みとして、町の文化財や伝統文化・伝統芸能について学ぶ機会を創出することにより、郷土の歴史や文化に対する興味や関心、愛着を育み、次世代へ継承していくことが求められている。

## 3 その対策

伝統芸能を継承している団体や伝統文化の後継者への支援とその育成を行うことにより、伝統文化・伝統芸能の次世代への継承を図る。

また、地域に根差した豊かな自然や言葉、昔から親しまれている祭りや行事、生活様式、景観などの地域文化の継承に努めることにより、地域住民のふるさとへの誇りや愛着を深めるとともに、地域社会の連帯感の強化を目指す。

項目	現状値	目標値
コミュニティスクール導入	2校	7校
地域文化継承活動団体	4団体	4団体

## 4 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	震災伝承館建設事業	町	東日本大震災の教訓等を伝承するため、震災伝承館を設置する。
	地域文化振興施設			
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	ふるさと学習会事業		
	地域文化振興	ジュニアリーダー育成事業		子ども会組織をサポートするジュニアリーダーの育成強化など、子ども会活動が円滑に事業転嫁できる環境を整える。

## 5 公共施設等総合管理計画等との整合

新たに整備された社会教育施設については、適切な維持管理と計画的な改修を行うことにより、長寿命化を図る。

また、老朽化し更新が必要な施設については、余剰施設の改修等で対応していくことも検討する必要がある。転用等が決定した施設については、大規模改修を実施しないなどの対応を行う。

### 第12 再生可能エネルギーの利用の推進

#### 1 再生可能エネルギーの利用推進の方針

当町の特性を生かした再生可能エネルギーの推進により、二酸化炭素の排出量を抑制し、地球環境の保全を図るとともに、再生可能エネルギーの利用に係る取り組みを新た



な魅力に、地域経済の活性化や災害に強いまちづくりにつなげる。

## 2 現況と問題点

当町では、平成23年に「南三陸町震災復興計画」を策定し、この中でエコタウンへの挑戦を一つの柱に、太陽光発電やバイオマスエネルギーの利用を促進してきた。

このような中、平成28年に策定した「南三陸町バイオマス産業都市構想」に掲げるバイオガス事業については、人口の大幅な減少などの影響から生ごみの処理量が計画を大きく下回っている。また、当該構想に掲げる木質バイオマス事業についても、一定の利用料が確保されていない現状から、具現化には至っていない。

表12 生ごみ資源化処理量の推移 (単位：t、%)

年 度	生ごみ処理量	達成率
平成28年度	269	21.0
平成29年度	290	22.7
平成30年度	311	24.3
令和元年度	337	26.3

## 3 その対策

太陽光などの再生可能エネルギーを積極的に取り入れていくことは、環境の保全のみならず、地域経済の活性化など持続的な発展に資する取組であることから、引き続き利用の促進を図る。

また、製材工場から発生する端材や山に切り捨てられている林地残材は、木質エネルギーとしての利活用を推進する。

項目	現状値	目標値
生ごみの資源化	337	1,280

## 4 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備 考
1-1 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	バイオマス産業都市構想推進事業	町	国の認定を受けたバイオマス産業都市構想の具現化を図り、未利用資源の利活用を推進する。
	再生可能エネルギー利用	住宅用太陽光発電システム普及促進事業		住宅における太陽光発電を推進するための支援を実施する。

## 5 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設を保有する計画はない。

### 第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

#### 1 自然環境の保全の方針

自然の物質循環に生産力の基礎をおく農林水産業が営まれる当町は、食糧・林産物をはじめとする資源の供給面だけでなく、町土の保全、水源のかん養、大気浄化等、自然のバランスの維持という面においても必要なものであり、その健全な育成を図る。

また、すぐれた自然風景、野生動物の生息地、更に野外レクリエーションに適した自

然等は、いずれも人間と自然との関係において欠くことのできない良好な自然であり、適正に保護を図るとともに必要に応じて整備に努力する。

## 2 現況と問題点

当町ではFSC・ASC国際認証を取得するなど、第一次産業において環境に配慮した生産活動が展開されている。また、志津川湾がラムサール条約湿地登録を受け、町民の自然環境保全に対する機運が醸成されつつある。

さらに、イヌワシを保全する新たな森林管理がスタートするなど、その取り組みは面的な広がりを見せている。

## 3 その対策

自然環境を保全していくためには、当町における資源循環型社会の形成を目指し、環境負荷の低減、リサイクルの推進等に取り組むために、町民及び企業への資源循環型社会に対する意識啓発や廃棄物の減量、資源の循環的な利用を推進していく。

また、ラムサール条約の基本理念である「保全・再生」「ワイズ・ユース」「交流・学習」を幅広く具現化していくことで、自然環境の保全に加え、人材の育成や交流人口の拡大へとつなげていく。

項目	現状値	目標値
生ごみの資源化（再掲）	337	1,280

第14 事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成	移住・定住	移住・定住相談 窓口設置事業 空き家バンク事業	町	
	人材育成	地域おこし協力 隊設置事業		
2 産業の振興	観光	交流人口拡大事業		
	その他	創業支援事業		
3 地域における情報化	情報化	行政手続のオン ライン化		
5 生活環境の整備	生活	ごみ減量化・再資 源化促進事業		
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福 祉の向上及び増進	児童福祉	子ども医療費助 成事業		
		子育て世帯応援 券事業		
7 医療の確保	自治体病院	医療従事者確保 事業		
		病院経営健全化 推進事業		
8 教育の振興	義務教育	志教育推進事業		
		I C T教育推進 事業		
9 集落の整備	集落整備	地域公共交通確 保事業		
		空き家バンク事 業		
10 地域文化の振興等	地域文化振興	ふるさと学習会 事業		
		ジュニアリーダ ー育成事業		
11 再生可能エネルギー の利用の推進	再生可能エネ ルギー利用	バイオマス産業 都市構想推進事 業		
		住宅用太陽光発 電システム普及 促進事業		

